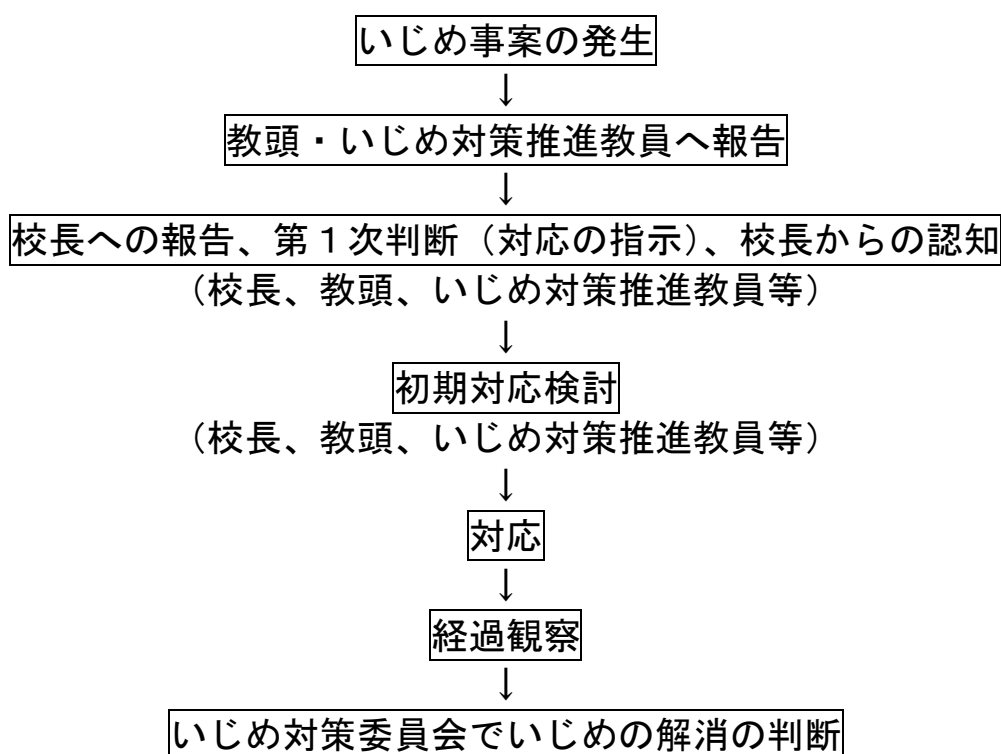


令和6年度 新潟江南高等学校いじめ認知件数について

昨年度、いじめ防止対策推進法はいじめの定義（下記参照）に基づき、本校でいじめ事案として認知した件数は29件でした。

本校では、いじめ事案発生時の対応について「新潟県立新潟江南高等学校いじめ防止基本方針」（本校ホームページ掲載）により、下記のプロセスで取り組んでいます。



○ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○ いじめ類似行為の定義（新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条2項）

この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知った時に心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

○ 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条）

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

本校のいじめ認知状況等について、ご不明な点がございましたら学校までご連絡ください。